



入院時食事療養費について

当院は入院時食事療養費（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係わる届け出を行っております。

入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養の為の食事は管理栄養士の管理のもと、適時適温で提供しております。また食堂において食事療養ができるようになっております。

食事時間

朝食 8：00 昼食 12：00 夕食 18：00

入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食あたり）	
上位所得者（限度額区分A）	現役並み 一般	490円	
一般（限度額区分B）			
低所得者（限度額区分C）	低所得者Ⅱ	90日までの入院	230円
		91日以降の入院 （長期該当者）	180円
該当なし	低所得者Ⅰ （老齢福祉年金受給権者）	110円	

＊ ご不明な点などは1階受付にてご確認ください。

宮古島徳洲会病院

